

芦屋市企業職員

市立芦屋病院

看護職募集要項

(令和5年度随時採用/既卒用)

- 看護方針 -

1 看護局の方針

地域の基幹病院として、住民の医療ニーズに応える質の高い看護を提供する。
常に患者の立場に立ち、個別性を尊重した患者中心の看護を提供する。
専門職として自己の役割を認識し責任ある行動をとる。

2 看護方式

受け持ち看護

3 新人研修

プリセプター制度

導入研修での基礎看護技術指導

1 採 用 人 員 ・ 受 験 資 格

(1) 採用人員

看護職 10名程度

(2) 受験資格者

昭和58年4月2日以降に出生し、看護師免許を取得した者。

＜注意＞ ①地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する者は応募できません。
②採用時には通勤可能な地域に住居を定めてください。

2 受 験 手 続

(1) 申込書類

① 芦屋市企業職員採用試験受験申込書

（縦4.5cm・横3.5cmの上半身脱帽の写真を貼ること。）

② 受験票（①と同じ写真を貼ること。）

③ 看護師免許証の写し

④ 返信用封筒（返送先明記の上切手を貼ること）

※ 申込書類は当院ホームページからダウンロード出来ます。 <http://www.ashiya-hosp.com/>

(2) 受付期間

令和5年6月1日（木）から令和5年6月23日（金）まで

※ 郵送による受験申込みの場合には上記期間内に必着のこと。

(3) 受付時間・場所

午前9時～午後5時15分（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

〒659-8502 芦屋市朝日ヶ丘町39番1号

市立芦屋病院 事務局総務課管理担当（電話0797-31-2156代）

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による申込みにご協力をお願いします。

3 試 験 日 時 ・ 内 容 ・ 会 場

試験日時	試験内容	試験会場
令和5年7月2日（日） 午前9時30分～	専門試験、面接	市立芦屋病院 病棟2階 講堂

※受験者数に応じて会場、集合時間等を変更する場合がありますので、予めご了承ください。
変更の場合は連絡します。

4 持 参 す る も の

受験票、筆記用具（HB鉛筆・消しゴム）

5 採用後の待遇

基準月収（令和5.4.1現在） （給料＋地域手当）	看護師（短大2年，専門学校2年卒）	242,190円
	看護師（短大3年，専門学校3年卒）	250,930円
	看護師（大学卒）	259,900円
	※ 上記の金額は新卒者の場合です。既卒者の場合は、過去の職歴等を考慮します。	
期末勤勉手当（賞与）	年間4.45月分（令和4年度実績） 支給期：6月及び12月	
その他の手当	扶養手当（子10,000円、子以外6,500円）、住居手当（最高28,000円）、通勤手当（最高55,000円）、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当（年末年始手当等）等をそれぞれの規定に基づき支給します。	
昇給等	原則年1回定期昇給（給与改定は不定）	

【給与例（新卒者の場合）】

短大2年・専門学校2年卒 月給：280,070円＋諸手当（扶養・住居・通勤等）

短大3年・専門学校3年卒 月給：289,090円＋諸手当（扶養・住居・通勤等）

大学卒 月給：298,340円＋諸手当（扶養・住居・通勤等）

*下線部分の金額は、基準月収に特殊勤務手当及び夜間勤務手当（二交替・夜勤4回程度）を含んでいます。

6 勤務条件・福利厚生

- (1) 勤務 二交替制勤務（8:30～17:00、16:30～翌9:00）
三交替制勤務（8:30～17:00、16:30～翌1:00、0:30～9:00）
- (2) 休暇等 週休二日制、年次休暇（最高21日）、夏季休暇、フレッシュアップ休暇、結婚休暇、忌引休暇、看護休暇、介護休暇等
- (3) 福利厚生 社会保険完備（兵庫県市町村職員共済組合）、互助会、貸付制度（資格支援）、院内保育所等

7 採用予定日

合格決定後に別途調整の上で随時決定します。

8 試験結果の開示について

この試験の結果については、開示請求をすることができます。

なお、電話・はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（受験票・運転免許証）を持参のうえ、必ず受験者本人が請求してください。

請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
受験者本人	総合得点 及び順位	採用試験結果通知の 発送日から1か月間	市立芦屋病院 事務局総務課管理担当

地方公務員法第16条（欠格条項）抜粋

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

見学のご希望は随時受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

受付及び問合せ先

〒659-8502 芦屋市朝日ヶ丘町39番1号

市立芦屋病院 事務局総務課管理担当

TEL:0797-31-2156 E-Mail:byouin_soumu@city.ashiya.lg.jp

アクセス

JR芦屋駅又は阪急芦屋川駅から、阪急バス「芦屋病院前」で下車

※平日は送迎バスを運行しています。JR芦屋駅近くの芦屋セントマリアクリニックからご利用ください。（無料）

